

## 条 例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十八号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。

第二条第三号中「第二十六条第一項の」を「第二十五条の二に規定する」に改める。

第七条の二第一項中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改める。

第五章中第十八条の前に次の一条を加える。

（動物愛護管理員）

第十七条の二 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員は、第九条第一項の規定による野犬等の収容、前条第一項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

### 附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。